

第13回 農業委員会総会議事録

平成30年7月26日開会

中標津町農業委員会

平成30年7月26日、第13回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- | | | | |
|-----|-----|---|---|
| 1番 | 長谷川 | 孝 | 二 |
| 2番 | 田 | 中 | 洋 |
| 4番 | 武 | 田 | 健 |
| 5番 | 田 | 中 | 世 |
| 6番 | 瀧 | 本 | 和 |
| 7番 | 須 | 崎 | |
| 8番 | 上 | 原 | 房 |
| 9番 | 和 | 泉 | 光 |
| 10番 | 後藤 | 田 | 宏 |
| 11番 | 高 | 橋 | 正 |
| 12番 | 赤波 | 江 | 信 |
| 13番 | 國 | 光 | 達 |
| 14番 | 小 | 林 | |
| 15番 | 中 | 村 | 正 |
| 16番 | 笠 | 原 | 康 |
| 17番 | 氏 | 家 | 康 |
| 18番 | 本 | 田 | 信 |

本日欠席した委員

- | | | | |
|----|---|---|---|
| 3番 | 竹 | 村 | 聡 |
|----|---|---|---|

附議した案件

- (イ) 議案第 7 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第 7 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第 7 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第 7 4 号 現況証明願いについて
- (ホ) 議案第 7 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ヘ) 議案第 7 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 2 項の規定による買入協議の要請について
- (ト) 議案第 7 7 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (チ) 報告第 4 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について
- (リ) 報告第 4 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ヌ) 報告第 4 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 9 条の規定による公告を受けた開発事業完了届について
- (ル) 報告第 4 4 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

本日出席した職員

事務局長	吉川裕二
庶務係長	桐島秀一
係	本田文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第13回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
14番、小林 亨 委員。
15番、中村 正生 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 6月22日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。
はじめに6月25日、中標津町・両農協・農業委員会で組織します中標津町農業後継者対策協議会総会を役場102号会議室で開催し平成29年度事業実績と収支決

算を報告し、平成30年度事業計画案と予算案が審議され承認されました。
平成30年度事業計画では、夏季・秋季交流会の開催や北海道農業公社が主催する「ふれあい交流会」への参加など、今後の取組みについて協議しております。
つぎに、6月26日には北海道農業会議第85回総会、また、翌6月27日には第39回北海道農業者年金協議会総会が札幌市にて開催され、それぞれ会長が出席しております。以上で会務報告を終わります。

議長 日程3、報告第41号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 庶務係長

庶務係長 報告第41号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)(2)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の76ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積24,098㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成28年1月1日から平成37年12月31日まで。

5、合意解約成立の日、平成30年7月4日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第73号(1)に関連するもので、使用貸借していた農地について、近隣農地所有適格法人による農業用施設用地として賃貸借するため、期間内解約するものです。議案の77ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積31,098㎡ほか4筆、合計畑79,283㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成28年11月29日から平成33年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成30年7月3日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第75号(2)及び議案第76号(1)に関連するもので、賃貸借していた農地について、別の近隣農家に売買及び賃貸借するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
日程4、議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積41,120㎡ほか27筆、利用目的、普通畑。合計畑392,362㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大のため。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、所有権の移転。5、価格。23,880,000円。6、資金調達方法、日本政策金融公庫。7、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。作付作目、馬鈴薯、蕎麦。

8、見取図につきましては、5ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、当事者兩名より所有権の移転をしたい旨の申し出があったものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第71号(2)について説明致します。6ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積6,784㎡ほか8筆、畑148,499㎡、採草放牧地7,407㎡、合計155,906㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を後継者に使用貸借設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年8月1日から平成40年7月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては8・9ページのとおりとなっております。この案件につきましては、所有農地を後継者に使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第71号(3)について説明致します。10ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積902㎡ほか12筆、合計畑119,004.01㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成30年8月1日から平成35年7月31日。6、価格。455,000円。7、資金調達法。自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図につきましては、12ページのとおりとなっております。この案件につきましては、所有農地を近隣農家に賃貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)から(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第71号(4)～(7)について説明いたします。
13ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積41,062㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成30年7月29日から平成33年7月28日。6、価格。200,000円。7、資金調達法。自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図につきましては14ページのとおりとなっております。なお、(5)～(7)につきましても、貸主が同一のため、氏名等省略して一括説明いたします。15ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 21,926 m²ほか 2 筆、合計畑 60,734 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 30 年 7 月 29 日から平成 33 年 7 月 28 日。6、価格。240,000 円。7、資金調達法。自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図は 16 ページのとおりです。17 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積 24,100 m²ほか 3 筆、合計畑 65,957 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 30 年 7 月 29 日から平成 33 年 7 月 28 日。6、価格。208,000 円。7、資金調達法。自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図は 18 ページのとおりです。19 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 31,017 m²ほか 3 筆、合計畑 90,566 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 30 年 7 月 29 日から平成 33 年 7 月 28 日。6、価格。360,000 円。7、資金調達法。自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図は 20 ページのとおりです。

この 4 件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、期間を 1 年から 3 年に変更して再設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4) から (7) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(8) と (9) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 議案第 71 号 (8) (9) について説明致します。

21 ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、会社員。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積14,202㎡ほか2筆、合計畑38,248㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成30年8月1日から平成35年1月31日。6、価格。43,000円。7、資金調達法。自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図につきましては、22ページのとおりとなっております。

なお、(9)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。23ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積76,443㎡ほか1筆、合計畑154,400㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農地所有適格法人に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成30年8月1日から平成35年1月31日。6、価格。215,000円。7、資金調達法。自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図につきましては、24ページのとおりとなっております。

この2件につきましては、当事者の申し出により所有農地を近隣農家に賃貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8)と(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)から(9)について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、議案第72号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第72号「農地法第4条の規定による許可申請について」

(1) (2) について説明いたします。26ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、畑、面積33,744㎡の内14,919㎡ほか1筆、合計畑19,666㎡。3、許可を受けようとする事由。畜舎等農業用施設建設のため。4、転用期間。平成30年8月22日から永久転用。

5、見取図につきましては、27ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。

経営規模拡大のため、搾乳牛舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用し建設するものであります。

申請面積については、19,666㎡で、平成30年7月11日に第1地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。

28ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積1,495㎡ほか2筆、合計畑34,147㎡。3、許可を受けようとする事由。畜舎等農業用施設建設のため。4、転用期間。平成30年8月22日から永久転用。

5、見取図につきましては、29ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。

経営規模拡大のため、搾乳牛舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用し建設するものであります。

申請面積については、34,147㎡で、平成30年7月11日に第1地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第72号(3)について説明いたします。30ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積39,499㎡。3、許可を受けようとする事由。畜舎等農業用施設建設のため。4、転用期間。平成30年8

月 22 日から永久転用。5、見取図につきましては 31 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。

経営規模拡大のため、搾乳牛舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用し建設するものであります。

申請面積については、39,499㎡で、平成30年7月11日に第2地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)については申請者により取り下げられました。

(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第72号(5)について説明いたします。

34ページをお開きください。

(5)1、当事者の住所、氏名。

中標津町○○○○番地○○、○○○○。

2、土地の表示。○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積20,490㎡の内8,635㎡。3、許可を受けようとする事由。畜舎等農業用施設建設のため。4、転用期間。平成30年8月22日から永久転用。5、見取図につきましては35ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農業用施設を増設するため申請があったものです。

経営規模拡大のため、搾乳牛舎等の増設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用し建設するものであります。

申請面積については、8,635㎡で、平成30年7月11日に第2地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(6)と(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第72号(6)(7)について説明いたします。36ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積30,842㎡の内10,899㎡ほか1筆。合計畑30,496㎡。3、許可を受けようとする事由。畜舎等農業用施設建設のため。4、転用期間。平成30年8月22日から永久転用。5、見取図につきましては、37ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。

経営規模拡大のため、搾乳牛舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用し建設するものであります。

申請面積については、30,496㎡で、平成30年7月11日に第2地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。

38ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積9,796㎡の内5,581㎡ほか1筆。合計畑11,104㎡。3、許可を受けようとする事由。畜舎等農業用施設建設のため。4、転用期間。平成30年8月22日から永久転用。

5、見取図につきましては、39ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。

経営規模拡大のため、搾乳牛舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用し建設するものであります。

申請面積については、11,104㎡で、平成30年7月11日に第2地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)と(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第72号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1)から(7)について、本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり意見聴取致します。

日程6、議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

…………… (〇〇委員退席後) ……………

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請について」

(1) について説明いたします。41ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積24,098㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設(飼料調製貯蔵施設)建設のため。4、転用期間。平成30年8月22日から永久転用。5、権利の種類、賃貸借権。6、見取図につきましても、42ページのとおりとなっております。

この案件につきましても、農業用施設を建設するため申請があったものです。

申請面積については、24,098㎡で、平成30年4月17日に第2地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は農業振興地域内の農用地区域内の農地で、不足する飼料調整貯蔵設備を増強するため、当該地にバンカーサイロを建設するものです。別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。

…………… (〇〇委員着席後) ……………

〇〇委員に申し上げます。

本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、報告第42号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 報告第42号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。79ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成29年9月25日付、中農委5第29-4号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間、平成29年9月25日から平成30年5月31日まで。6、事業完了年月日、平成30年5月31日。7、完了検査年月日につきましては、平成30年7月18日に第1地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上です。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程8、報告第43号「農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告を受けた開発事業完了届について」を議題に供します。

(1)について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 報告第43号「農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告を受けた開発事業完了届について」(1)について説明いたします。81ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、公告年月日、公告番号。平成28年10月25日付、中標津町告示第61号。3、土地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇。転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間、平成28年11月29日から平成30年3月16日まで。6、事業完了年月日、平成30年5月31日。7、完了検査につきましては、平成30年7月18日、第2地区推進班において現地確認をしまして、計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程9、議案第74号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました、議案第74号「現況証明願いについて」(1) について説明致します。44ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積3,657㎡。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積21,764㎡。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積21,853㎡。3、申請の理由。地目変更登記のため。4、見取図は45ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

公簿が畑で現況が原野となっていた土地について地目変更するものです。

平成29年6月8日、第2地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第74号(2) について説明致します。46ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積992㎡。3、申請の理由。地目変更登記のため。4、見取図は47ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

公簿が畑で現況が宅地となっていた土地について地目変更するものです。

平成27年に後継者住宅の建設のため転用許可を受け、同年中に完了しており、問題ないものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程10、議案第75号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第75号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。
49ページをお開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名、年令。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積16,285㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,221,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、馬鈴薯。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は50ページのとおりです。
この案件につきましては、所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第75号(2)について説明いたします。51ページをお開きください。
(2)1、当事者の住所、氏名、年令。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿牧場、現況畑、面積4,826㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、371,000円。6、資金調達方法、自己資金。

7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は52ページのとおりです。

この案件につきましては、所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 議案第75号(3)について説明いたします。53ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長 竹林孝。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積25,755㎡ほか31筆。利用目的、牧草畑ほか。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、38,812,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金38,800,000円、自己資金12,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は55ページ、56ページのとおりです。

この案件につきましては、平成26年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 議案第75号(4)について説明いたします。57ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、
理事長 竹林孝。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積147,301㎡ほか12筆。畑
434,328㎡、施設用地2,180.52㎡、合計436,508.52㎡。利用目的、牧草畑ほか。

3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。
譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転
しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、26,162,000円。6、資金調達
方法、スーパーL資金26,100,000円、自己資金62,000円。7、譲受人の経営状況、
家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用。
農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は59ページのとおりです。

この案件につきましては、平成26年度の農地保有合理化事業において、北海道農
業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたも
のであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り
渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要
件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第75号(5)について説明いたします。60ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、
理事長 竹林孝。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積67,336㎡ほか7筆。畑
339,958㎡、施設用地4,294.91㎡、合計344,252.91㎡。利用目的、牧草畑ほか。

3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。
譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転
しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、22,767,000円。6、資金調達
方法、スーパーL資金22,700,000円、自己資金67,000円。7、譲受人の経営状況、
家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用。
農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は62ページのとおりです。

この案件につきましては、平成26年度の農地保有合理化事業において、北海道農

業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第75号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程11、議案第76号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました、議案第76号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。64ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。平成30年6月4日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成30年7月9日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見。

当該農用地は周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、64ページのとおりでありまして、合計5筆、80,741㎡。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。

なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)と(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 議案第76号(2)(3)について説明いたします。66ページをお開きください。

(2)1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。平成29年10月11日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成30年6月12日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、67ページのとおりでありまして、合計14筆、365,729㎡。68ページをお開きください。

(3)1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。平成29年10月11日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成30年6月12日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、69ページのとおりでありまして、合計2筆、80,245㎡。

この2件につきましては、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議

を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)と(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 議案第76号(4)について説明いたします。70ページをお開きください。

(4)1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。平成29年10月11日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成30年6月12日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、71ページのとおりでありまして、合計13筆、383,772㎡。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第76号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)から(4)について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり要請致します。
日程12、議案第77号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。
……………（委員退席後）……………
内容を事務局から説明願います。
（挙手あり） 庶務係長。

庶務係長 議案第77号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。73ページをお開きください。
平成29年度分といたしまして、(有)〇〇〇〇、〇〇〇〇(株)。
74ページをお開きください。
平成30年度分といたしまして、農事組合法人〇〇〇〇、〇〇〇〇(有)。
以上4件の提出がありました。
平成30年6月18日以降に受理した報告書でございまして、記載の通りいずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
……………（委員着席後）……………
〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり、承認されました。
日程13、報告第44号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
（挙手あり） 庶務係長。

庶務係長 報告第44号、「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」、事務局よりご説明致します。83ページをお開き下さい。
この件につきましては、携帯電話中継施設の建設に伴う届出であります。農地法第5条第1項第7号のその他農林水産省で定めるもので、例外となる事項を定めた施行規則第53条第1項第14号の認定電気通信事業者の中継施設に該当するため、転用許可は不要となるものです。よって、報告のみ致します。
なお、(2)につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、札幌市〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 31,802 m²の内 6.00 m²。3、使用期間。平成 30 年 7 月 1 日から平成 40 年 6 月 30 日まで。

つづきまして 8 4 ページをお開き下さい。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 9,291 m²の内 4.00 m²。

3、使用期間。平成 30 年 7 月 1 日から平成 40 年 6 月 30 日まで。以上 2 件です。

議長 以上で、報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議はすべて終了致しました。

これもちまして、第 1 3 回総会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

(閉会 11時32分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年7月26日

会 長 本 田 信 幸

1 4 番 小 林 亨

1 5 番 中 村 正 生